主要記事の要旨

中国四川大地震から3年 一復興再建の経緯と課題一

鎌田文彦

- ① 2008年5月12日午後2時28分、中国四川省汶川を震源地とする、マグニチュード8.0 の四川大地震が発生した。地震による死者は約7万人、行方不明者は約2万人、負傷者は約37万4000人にのぼり、被災者総数が4624万人に達する大震災であった。
- ② 地震発生直後から、中国の党と政府は、被害者の救援活動に取り組み、国を挙げて被災地支援、復興事業を行ってきた。震災後3年が経過した2011年5月、温家宝首相は、当初想定した復興再建の任務を基本的に達成したことを宣言した。
- ③ 中国が経てきた3年間の復興の過程を現時点で振り返り、そこで得られた教訓と課題を整理することは、我が国が東日本大震災からの復興を推進するうえで、大いに示唆に富むものと思われる。
- ④ 四川大地震の復興再建過程については、被災地への解放軍や武装警察の迅速な展開、包括的な復興再建計画の策定、一つの省が一つの重度被災県を支援する全国的支援体制の構築など、我が国の震災対策においても参考となると思われる対策がとられた。
- ⑤ 一方では、正確な情報提供、情報公開、現地の問題提起に対する対応、国外からの支援 の有効活用という点では、克服すべき課題も残された。
- ⑥ 四川大地震の復興再建の過程では、インターネットに流れる情報をもとにして、個人ボランティアや NGO が自発的に被災地に集まり、草の根からの活動を行うなど、中国社会の変化を示す萌芽も見られた。
- ⑦ また、中国政府は、建国後初めて外国からの救援チームを受け入れた。日本の国際緊急援助隊救助チームは、各国に先駆けて四川省に入り捜索救援活動を行い、その真摯な姿勢が中国国内で高く評価された。別途、医療チームも、成都市内で医療衛生活動を行った。
- ⑧ 日本と中国は共に災害多発国であることから、両国間で、随時、災害時の対応について協議を行い、共通理解を構築し、災害発生時に緊急援助を迅速かつ有効に相互提供できるように、普段から意思疎通に努める必要があろう。

中国四川大地震から3年

―復興再建の経緯と課題―

外交防衛調査室 鎌田 文彦

目 次

はじめに

- Ι 四川大地震の概要
- 1 四川省の概況
- 2 四川大地震の被害概要
- 3 救援活動
- Ⅱ 復興再建政策
 - 1 法整備
 - 2 復興再建総合計画
 - 3 一対一支援
- 4 復興始動時の特徴
- Ⅲ 復興再建の成果と課題
- 1 温家宝首相の総括
- 2 課題

おわりに

国立国会図書館調査及び立法考査局 レファレンス 2011.9 93

はじめに

2008年5月12日午後2時28分(現地時間)に、四川省の汶川を震源地として、マグニチュード8.0を観測する四川大地震が発生した⁽¹⁾。地震による死者は約7万人、行方不明者は約2万人、負傷者は約37万4000人にのぼり、被災者総数が4624万人に達する大震災であった⁽²⁾。

地震発生直後から、中国の党と政府は、被害者の救援活動に取り組み、その後国を挙げて被災地支援、復興事業を行ってきた。震災後3年が経過した2011年5月に、温家宝首相は、当初想定した復興再建の任務を基本的に達成したことを高らかに宣言した⁽³⁾。

2011年3月11日に発生した東日本大震災については、東北地方の沿岸部を中心に、地震と津波により多大の被害が発生し、復興の課題は山積している。四川大地震と東日本大震災には、地震の原因や津波被害の有無など、単純に比較できない相違点も存在するが、想定をはるかに超える自然災害に見舞われたという点では共通しており、中国が経てきた3年間の復興の過程を、現時点で振り返り、そこで得られた教訓と課題を整理することは、東日本大震災からの復興を推進するうえで、大いに示唆に富むものと思われる。

本稿では、そのような問題意識のもとに、四 川大地震をめぐる諸問題について、あらためて まとめることとする。

I 四川大地震の概要

1 四川省の概況

四川省は、中国西南部、長江上流に位置し、 面積 48.5 万平方キロメートルで、この面積は中 国全土の約 5.1% を占め、日本の面積の約 1.3 倍 に相当し、中国各省の中で第 5 位に位置してい る(図 1 参照)。人口は約 8800 万人で、省都は 成都市である。四川省は、人口、資源、経済す べてにおいて中国の西部地域の中心となってい る(4)。

四川省内には、成都市、綿陽市、徳陽市のような東部沿海諸都市と比べても遜色のない産業都市が存在する一方で、広大な農村・山間地帯は経済発展から取り残されたままとなっており、省内の経済格差が極めて大きいことで知られている。例えば、GDP総額では、中国の31の省・自治区・直轄市の中で第9位であるが、一人当たりGDPを見ると、第30位となっており(いずれも2009年)、四川省の地域間格差の大きさは、あたかも中国全体の縮図の様相を呈している(5)。

四川省の中央に位置する 16.5 万平方キロメートルの四川盆地は、四方を 3,000 メートル級の山脈に囲まれ、気候は温暖、土地は肥沃で、全国でも有数の農業地帯となっている。パンダの生息地として知られているように、自然資源に恵まれ、数々の景勝地が世界遺産に指定されており、観光業も盛んである (6)。

⁽¹⁾ この地震は、中国では震源地の名を冠して「汶川地震」と呼ばれているが、本稿では、日本で通常使用されている「四川大地震」と表記することとする。

⁽²⁾ 林愛明「2008 年中国四川大地震のメカニズムと地震災害」『中国年鑑』 2009 年版, 中国研究所, 2009, p.40.

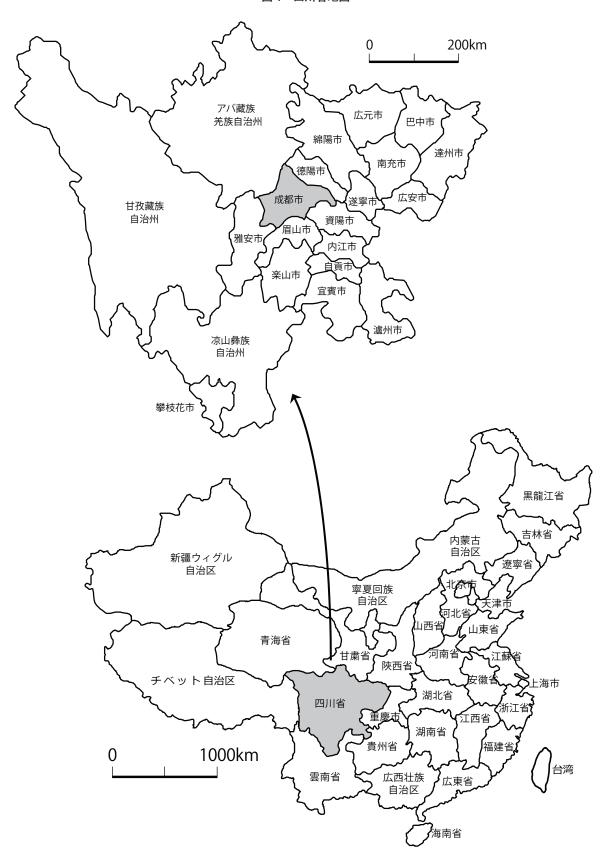
^{(3) 「}温家宝在汶川地震灾后恢复重建座谈会上的讲话」2011.5.9. 人民ネット http://politics.people.com.cn/GB/1024/14590742.html (なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2011 年 8 月 1 日である。)

^{(4) 『}四川省の震災復興と経済発展―中国四川省大地震復興支援協力事業報告書』日中経済協会, 2010, 巻頭ページ (ページ付けなし).

^{(5) 『}四川省の経済・産業ガイド―四川省の基礎調査と震災復興への取組み』日中経済協会, 2010, pp.6-7.

⁽⁶⁾ 同上, p.9.

図1 四川省地図



(出典) 『四川省の震災復興と経済発展—中国四川省大地震復興支援協力事業報告書』日中経済協会,2010,巻頭ページ (ページ付けなし)

表 1 20世紀中国の主な震災の概況

X							
震災	年月日	場所	マグニチュード	死者数			
海原地震	1920年12月16日	寧夏回族自治区海原県	8.5	24 万人			
古浪地震	1927年5月23日	甘粛省古浪	8.0	4万人余			
昌馬地震	1932年12月25日	甘粛省昌馬堡	7.6	7万人			
疊渓地震	1933年8月25日	四川省茂県疊渓鎮	7.5	2万人余			
察隅地震	1950年8月15日	チベット自治区察隅県	8.5	4,000 人			
邢台地震	1966年3月8日/3月22日	河北省隆堯県/寧晋県	$6.8 \ / \ 7.2$	8,064 人			
通海地震	1970年1月5日	雲南省通海県	7.7	1万5621人			
海城地震	1975年2月4日	遼寧省海城県	7.3	1,328 人			
唐山地震	1976年7月28日	河北省唐山市	7.8	24.2 万人			
瀾滄、耿馬地震	1988年11月6日	雲南省瀾滄、耿馬	7.6	743 人			

(出典) 「20 世纪中国特大地震一览」捜狐ネット : 大谷順子「四川大地震に見る現代中国―阪神淡路大震災と福岡西方沖地震との比較を交えて」『九州大学アジア総合政策センター紀要』 3,2009.3,p.24.

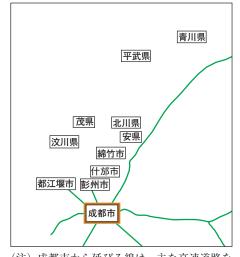
2 四川大地震の被害概要

(1) 中国の地震災害

中国は、日本に比べれば少ないとはいえ、地震が多発する国である。20世紀に入ってから、マグニチュード6以上の地震は約800回発生し、今回の四川大地震を含めて、死者は60万人にのぼり、全世界の地震による死者の約半分を占めると言われる⁽⁷⁾。

20世紀の中国の主な震災と人的被害の状況は、表1のとおりである。地震は、チベット高原付近を東西にのびる「東西地震帯」と、チベット高原東部と北京周辺でそれぞれ南北に走る「南北地震帯」に集中している⁽⁸⁾。

図2 成都市と超重度被災区に指定された10市・県



(注) 成都市から延びる線は、主な高速道路を 示す。

(出典)Google 中国地図 ku-Zh-CN&tab=wl を基に筆者作成。

(2) 地震発生のメカニズム

四川大地震は、地中海・中央アジア・ヒマラヤを通ってチベット・東南アジアにいたる「プレートの衝突帯」である「ヨーロッパ・アジア地震帯(ユーラシア地震帯)」の一番東側に位置するチベット高原東部で発生した。震源地は、四川省アバ蔵族羌族自治州(アバ・チベット族・チャン族自治州)汶川県であった。

チベット高原は、インド・プレートがユーラシア・プレートに衝突することによって隆起したものであり、現在も年間数センチメートルの速さで、インド・プレートがチベット高原を押し続けている。その結果、チベット高原は、東の四川盆地側に押し出されるように動いており、チベット高原東縁部と四川盆地の間には、竜門山断層帯が形成され、これがチベット高原の東への押し出しを受け止める形となっている。四川大地震は、まさにこの竜門山断層帯にひずみが蓄積され、それが一挙に解消される形で引き起こされたものである⁽⁹⁾。

(3) 被害状況

被害は、震源の汶川県をはじめ、竜門山断層 帯に沿う地域で大きく、特に汶川県、北川県、 綿竹市、什邡市、青川県、茂県、安県、都江堰市、 平武県、彭州市の10県・市が超重度被災区に 指定された(図2参照)。

⁽⁷⁾ 林 前掲注(2), p.40.

⁽⁸⁾ 同上

⁽⁹⁾ 同上, pp.40-41.

死者 6 万 9227 人、行方不明者 1 万 7939 人、 負傷者 37 万 4640 人と推計され、中華人民共和 国成立後では、1976 年の唐山地震に次ぐ最大 級の被害となった⁽¹⁰⁾。被災者総数は、4624 万 人にのぼり⁽¹¹⁾、これは日本の総人口の 3 分の 1 に相当する⁽¹²⁾。

一般住宅や公共施設である学校などの倒壊は、約796.7万部屋、損壊は2454.3万部屋に達した⁽¹³⁾。北川県や汶川県映秀鎮などでは、がけ崩れによって村落全体が埋没したところもあった。交通機能は著しく低下し、水道、電気、通信などのライフラインも全般的に麻痺した⁽¹⁴⁾。

都江堰を流れる岷江の上流にある紫坪埔ダムなど複数のダムに亀裂が生じ、また土砂崩れによって川が堰き止められて堰止湖が形成され、ダムの緊急放流や下流域からの住民避難などの対策が取られた⁽¹⁵⁾。

四川大地震による建築物等の直接的被害額は、約8451億元と推定された(2011年7月26日現在、1元=12.14円)。建築物が約半分を占め、道路、橋、鉄道などのインフラが約20%を占めている(表2参照)。

3 救援活動

地震発生直後の12日16時から、人民解放軍や人民武装警察部隊⁽¹⁶⁾の人員の被災地への投入が開始された。同日22時には、中国国務院に震災救助指揮本部が正式に設置され、その下に、関係部門による救援チーム、予報観測チーム、医療衛生チームなどの専門チームが組織された。本部長に任命された温家宝首相は、同日22時には四川省都江堰市に到着して、陣頭指揮をとった⁽¹⁷⁾。

その後、救援活動のために現地に派遣された解放軍と武装警察の人員は、総計 14.6 万人にのぼった。また、民兵・予備役 7.5 万人、消防・公安・国境警備等の部隊 1.7 万人、鉱山救援等の特殊部隊 5,200 人、医療・衛生関係者 9 万 2000 人等が動員され、人命救助、負傷者治療・運搬、被災地復興などの任務にあたった⁽¹⁸⁾。5 月 27 日までに、約 69 万 8000 人が救助され、そのうち生埋めから救出された被災者は 6,521 人であった⁽¹⁹⁾。

その後も、交通網の復旧、ライフラインの復旧、堰止湖等による二次災害の防止等のために、

20 11	11 次川八地辰によ	3 他以内外// 以口识V/	(2000年3月4日時無)
項目		被害額	割合
	住宅建築物	2315 億元	27.4%
建築物	非住宅建築物 (学校、病院など)	1724 億元	20.4%
インフラ	(道路、橋、鉄道)	1851 億元	21.9%
その他		2561 億元	30.3%
総計		8451 億元	100%

表 2 四川・汶川大地震による施設関係別被害額の概算(2008年9月4日時点)

- (10) 被災者数は、2008年9月時点での推計である。日中経済協会 前掲注(5), p.1.
- (11) 林 前掲注(2), p.40.
- (12) 大谷順子「四川大地震に見る現代中国―阪神淡路大震災と福岡西方沖地震との比較を交えて」『九州大学アジア総合政策センター紀要』3,2009.3,p.25.
- (13) 「抗震救灾」『中华人民共和国年鉴』 2009 年版,中華人民共和国年鑑社,2009,p.46. なお、中国では、建物の被害規模を表す単位として部屋数 (中国語で「間」)が用いられることが多く、ここでもその数値を引用した。
- (14) 日中経済協会 前掲注(4), p.4.
- (15) 大谷 前掲注(12), p.25.
- (16) 人民武装警察部隊は、国務院公安部の指揮下にある武装組織である。人民解放軍が正規軍として、主として国防を任務とするのに対し、人民武装警察部隊は、治安維持、テロ対策、要人警護等を主たる任務としている。天児慧ほか編『岩波現代中国事典』岩波書店,1999, p.592.
- (17) 日中経済協会 前掲注(4), p.6.
- (18) 「抗震救灾」 前掲注(13), p.47.

⁽出典)『四川省の震災復興と経済発展―中国四川省大地震復興支援協力事業報告書』 日中経済協会, 2010, p.5.

多数の専門家が現地に派遣された⁽²⁰⁾。

インターネットで現地の情報が全国に伝えられ、多くのボランティアが現地に赴いた。その数は、170万人とも言われている。「お金のある人はお金を、力のある人は力を、車のある人は車を」といったスローガンのもと、市民が自発的に支援活動に参加した。多くのNGO(非政府組織)も現地に入った。全国の企業や個人から、63億8000万元の義捐金が寄せられたと言われる。このような自発的な活動は、従来の中国にはなかったものであり、市民意識の変化を示すものと見られた(21)。

中国政府は、四川大地震に際し、建国後初めて外国からの救援チームを受け入れた。日本の国際緊急援助隊は、各国に先駆けて、5月16日に四川省青川県の被災地で捜索救援活動を開始した。日本に続いて、ロシア、韓国、シンガポール、香港、台湾、インドネシア、パキスタン、ドイツ、イタリア、フランス、イギリス、キューバの計13の国・地域からの援助隊が現地で救援活動に従事した。また、日本は、別途医療チームを派遣し、5月22日から成都市で医療衛生活動を行った(22)。中国政府は、日本以外にも、ロシア、ドイツ、イタリア、フランス、キューバの医療チームを受け入れた(23)。

5月19日から21日までの3日間は全国哀悼日と定められ、全国で震災による死者に対して哀悼の意を現した。党のトップ指導者への全国哀悼の例はあるが、国を挙げて一般の人々(中

国語は「老百姓」)のために黙祷が捧げられたのは中国史上初めてのことであった⁽²⁴⁾。

Ⅱ 復興再建政策

1 法整備

四川大地震発生後、中国政府は、現地での救助、復旧活動を進める一方で、中長期的視野に立った復興再建のための法整備と総合的な計画 策定に着手した。

6月8日には、国務院が「四川大地震後の復興再建に関する条例」⁽²⁵⁾(以下「条例」)を公布し、即日施行した。

「条例」は、第1章:総則、第2章:過渡的 避難措置、第3章:災害状況の調査及び評価、 第4章:復興再建計画、第5章:復興再建の実 施、第6章:資金調達及び政策的支援、第7章: 監督管理、第8章:法的責任、第9章:附則の 全9章、80か条からなる。

「条例」は、四川大地震の復興再建について、 次のような方針を規定している⁽²⁶⁾。

- ・被災地域の自助努力と国・各省からの支援、 政府の主導と社会からの参画、現地での再建 と移転しての再建、質と効率、当面の課題と 長期的課題、経済社会の発展と生態環境資源 の保護を、それぞれ調和させながら復興再建 を進める。
- ・被災者の避難場所については、交通の便がよ く、生活と生産活動に適した、二次被害の恐

⁽¹⁹⁾ 日中経済協会 前掲注(4), p.7.

⁽²⁰⁾ 同上, pp.8-9.

⁽²¹⁾ 新家増美・山口幸夫「四川大地震からの災害復興と社会開発」『中国年鑑』 前掲注(2), p.47; 曾理「焦点 四川大地震で存在感を示した中国市民社会」『月刊自治研』50, 2008.8, p.12. しかし、後述の報道統制の動きに合わせて、政府は徐々にボランティア活動に対する規制を強化していったと言われている。大谷 前掲注(12), p.33.

⁽²²⁾ 日中経済協会 前掲注(4), pp.10-11.

⁽²³⁾ 大谷 前掲注(12), p.31.

⁽²⁴⁾ 同上, p.28;曾 前掲注(21), p.13.

^{(25) 「}汶川地震灾后恢复重建条例」2008.6.8. 中央人民政府ネット http://www.gov.cn/zwgk/2008-06/09/content_1010710. htm> なお、中国の法体系で、「条例」は、国務院(中央政府)が制定する法令であり、日本の「政令」に該当する。

^{[26] 「}条例」については、富窪高志「【中国】四川大地震後の復興再建に関する条例」『外国の立法』No.236-1, 2008.7, pp.24-25. http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23601/02360110.pdf> 参照。

れのない場所とする。

- ・復興再建のための基礎データを得るために、 人的被害、住居・公共施設、インフラ、産業・流通施設、農業用地、生態環境、自然遺産・文化遺産等の被害状況の調査を行う。特に、生活手段がなく、労働能力がなく、身寄りのない児童、老人、障害者(原語で「三孤」と言われる)は、最も保護を必要とする対象であるため、その状況把握に努める⁽²⁷⁾。
- ・国務院の発展改革委員会が中心となり、関係 部門及び被災地省政府と協力し、また専門 家・被災地住民の意見を取り入れつつ、復興 再建のための総合計画を策定する。
- ・復興再建の実施については、被災地の省政府 が責任を負い、国務院の発展改革委員会の全

体的調整のもとに、関係部門が協力する。

・復興再建のための資金については、被災地の 各地方政府が、中央政府からの支援、国内各 省からの支援、広く社会からの義捐金・支援 物資の募集、市場での運用等により調達す る。

「条例」は、中国で初めて、特定の地震災害の復興再建のために制定された法令であった⁽²⁸⁾。その後、2008年12月27日には、地震対策の基礎となる「地震災害防禦及び軽減法」を改正し⁽²⁹⁾、また2010年7月8日には、災害時の救助活動の体制整備をはかる「自然災害救助条例」⁽³⁰⁾を制定するなどの法整備が進められた。

2 復興再建総合計画

国務院の震災救助指揮本部は、震災11日後

序		計画策定に関与した機関一覧、目次、まえがき
第1章	再建の基礎	被災地域の概要、被害状況
第2章	全体的要求	復興再建の基本原則
第3章	空間的配置	被災地域の3区分(本文参照)、産業・人口・用地の再建方針
第4章	都市農村の住宅	住宅建設・修復の方針
第5章	都市建設	都市部の復興再建の方針
第6章	農村建設	農村部の復興再建の方針
第7章	公共サービス	教育、科学研究、スポーツ、文化遺産・自然遺産、就労、社会保障等の再建方針
第8章	インフラ	交通、通信、エネルギー、水利施設等の再建方針
第9章	産業復興	工業、観光業、商業、金融業、文化産業等の再建方針
第 10 章	防災減災	災害防止、被害緩和、災害救助の方針
第 11 章	生態環境	生態系の修復、環境整備、土地整理、農耕地復旧の方針
第 12 章	精神的基盤	メンタルケアの充実、民族精神の高揚
第 13 章	政策措置	財政、税務、金融、土地、産業、一対一支援(本文参照)、生活支援等に関する基本政策
第 14 章	再建資金	融資、財政支出、義捐金等に関する方針
第 15 章	計画の実施	国務院と各レベル地方政府の役割分担、監督検査の方針

(出典)「国务院关于印发汶川地震灾后恢复重建总体规划的通知」2008.9.23. 中央人民政府ネット http://www.gov.cn/zwgk/2008-09/23/content 1103686.htm> を基に筆者作成。

^{27) 2008} 年 6 月 3 日付けで、国務院民生部から、「三孤」保護の指針を示す「四川大地震による四川省の『三孤』の救済措置に関する意見」が公布された。中国では、特定の問題に関する政策指針が、このように「意見」というタイトルを冠して発表されることがしばしば行われる。「关于汶川大地震四川省"三孤"人员救助安置的意见」2008.6.3. 民生部ネット http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/fvfg/shflhshsw/200806/20080600016005.shtml

⁽²⁸⁾ 前掲注(3)の温家宝講話。

^{| 1998} 年 3 月 1 日施行の同法を、四川大地震の経験を踏まえて、全国人民代表大会常務委員会第 6 回会議で大幅改正。同法の改正については、富窪高志「【中国】 地震災害防禦及び軽減法の改正」『外国の立法』No.238-2, 2009.2, pp.20-21. http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23802/02380210.pdf 参照。また、改正法本文については、「中华人民共和国防震減灾法(修订)」2008.12.27. 中国人民代表大会ネット http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/2008-12/27/content_1465316.htm

^{(30) 「}自然灾害救助条例」2010.7.14. 中央人民政府ネット http://www.gov.cn/zwgk/2010-07/14/content_1654087.

の5月23日に、復興再建のためのマスタープランの作成に着手した。そして、約4か月の作業を経て、9月19日付で、国務院から「汶川地震災害復興再建総合計画」(以下「総合計画」)が発表された⁽³¹⁾。「総合計画」の全体構成は、表3のとおりである。以下、その内容について、紹介する。

(1) 基本原則

「総合計画」は、復興再建に取り組むうえでの基本原則を、次のように表現している。

①人を本とし、民生優先、②自然の尊重、科学的取組み、③総合的調整、協調発展、④メカニズムの創出、共同建設、⑤安全第一、質の保障、⑥節約励行、耕地の保護、⑦文化の伝承、生態の保護、⑧現地の状況に応じ、段階を追って実施

(2) 再建目標

そのうえで、おおむね3年以内に、復興再建の主要任務を達成し、基本的な生活条件や社会経済の発展レベルを、震災前の状態もしくはそれを超えた水準まで向上させるとした。具体的な実現の目標は、次のようなものである。

①各家庭に住む家がある、②各戸に仕事がある、③人々には保障がある、④生活基盤が向上する、⑤経済が発展する、⑥生態系が改善される。

(3) 再建区分

「総合計画」では、被災地域を3部分に区分して、それぞれ復興再建の基本方針を定めている。その区分は、次のようなものである。

(i) 最適再建地域 (原語は「適宜重建区」)

資源環境負担能力が強く、災害危険性が比較 的低く、再建に適切で、比較的大規模に人口を 集積し、各種産業を全面的に発展させることが可能な地域。この地域の面積は1万77平方キロメートル(被災地の7.6%)、人口は772.8万人(被災地人口の38.9%)である。

(ii) 適度再建地域(原語は「適度重建区」)

資源環境負担能力が弱く、災害危険性が比較的大きく、規模を制限した上で再建し、特定産業の発展をはかる地域。この地域の面積は3万8320平方キロメートル(被災地の28.9%)、人口は1180.1万人(被災地人口の59.4%)である。

(iii) 生態再建地域 (原語は「生態重建区」)

資源環境負担能力が弱く、災害危険性が極めて大きく、もとの集落の再建や大規模な人口の集積にふさわしくないため、生態系の回復と自然資源や希少動植物の保護をはかる地域。この地域の面積は8万4199平方キロメートル(被災地の63.5%)、人口は33.8万人(被災地人口の1.7%)である。

(4) 総合計画が目指す復興の任務

総合計画が目指す復興の任務をまとめると、 次のようなものとなる⁽³²⁾。

- ①資源と環境の負担能力に応じて、復興再建の空間的配置を最適再建地域、適度再建地域、 生態再建地域の三類型に分ける。各類型それ ぞれに、都市・農村及び産業の配置、人口定 着の基本原則を定める。
- ②都市と農村の住民の住宅建設と消費の特徴に 応じて、住宅の復興再建に関する政策を明確 化する。
- ③各都市内の再配置を行い、防災能力を強化し、 住環境を改善する。
- ④農村内の生産・生活施設を復興再建し、優良 作物、特産品などの生産基地を建設する。
- ⑤都市・農村の特色に応じて、教育、科学研究、 医療衛生、文化体育、自然遺産、就業、社会

^{(31) 「}国务院关于印发汶川地震灾后恢复重建总体规划的通知」2008.9.23. 中央人民政府ネット http://www.gov.cn/zwgk/2008-09/23/content_1103686.htm なお、「総合計画」の日本語による概要については、「復興再建マスタープランの概要」日中経済協会 前掲注(4)、pp.15-53. 参照。

^{(32) 「}抗震救灾」 前掲注(13), pp.52-53.

保障などの公共サービス施設の建設を進め る。

- ⑥交通、通信、エネルギー、水利等の社会イン フラを復興し、防災能力を強化する。
- ⑦被災企業に対し、状況に応じて、現地での再 建、移転しての再建、閉鎖・転換などを合理 的に指導し、特色のある有力産業を育成する。
- ⑧防災・減災システムを構築し、災害予防と緊 急救援能力を強化する。
- ⑨生態系の回復と環境の整備に努め、人口・資源・環境の協調発展を促進する。
- ⑩震災に負けない精神と中華民族の優秀な伝統 文化を発揚し、被災地住民の積極的で前向き な精神を鼓舞し、また歴史的な価値があり民 族的特色を有する無形文化遺産を保護する。

(5) 総合計画に付属するサブ計画

国務院震災救助指揮本部の災害復興再建計画 チームは、2008年11月7日付で、総合計画を 補足する10件の個別計画を発表した。その内 訳は、次のとおりである⁽³³⁾。

①都市体系、②農村建設、③都市・農村住宅 建設、④インフラ建設、⑤公共サービス施設建 設、⑥生産力配分と産業調整、⑦市場サービス 体系、⑧防災減災、⑨生態環境修復、⑩土地利 用計画

総合計画と併せて、これら個別計画に基づいて、復興再建が進められた。

3 一対一支援

前述の「条例」においても、また「総合計画」においても、被災地の復興再建のための有力な措置として、「一つの省が一つの被災県を支援する」という方針が謳われていた。これは、「一

対一支援」(原語は「対口支援」) と呼ばれ、2008 年6月11日に国務院が発表した「汶川地震後 の復興再建のための一対一支援方案」で具体化 された⁽³⁴⁾。

支援する省・直轄市と支援を受ける県・市の対応関係は、表4のとおりである。支援する任務を負ったのは、中国東部及び中部の比較的経済発展が進んだ省・直轄市である。一対一支援の期間は概ね3年とされ、この間各省・直轄市は、前年の財政収入の1%を下回らない資金を、担当する各県・市に投入することが義務付けられた(35)。

また、支援の内容・方法については、「ハード」と「ソフト」、「輸血」と「造血」、当面の課題と長期的展望それぞれの調和をはかることを原則として、次のように定められた⁽³⁶⁾。

①企画、設計、コンサルタント等のサービスの提供、②住宅の建設・修繕、③学校、病院、ラジオ・テレビ、文化・スポーツ等の公共サービス施設の復興再建、④道路、上下水道、ガス供給等のインフラ整備、⑤農業・農村のインフラ整備、⑥機器・設備の提供、医師等専門家の派遣、学生・生徒の受入、労働者の派遣・受入、⑦被災地への企業の投資・工場建設、商業・流通事業への参入の奨励、⑧双方が合意するその他の事項

各省・直轄市は、このような方針に従い、あたかも競争をするかのようにカウンターパートの県・市に対する支援を推進した。それぞれの具体的な資金の投入量、支援の内容・特色については、表4のとおりである。一対一支援の各種プロジェクトは、2010年9月段階で、1年前倒しで当初の計画がほぼ完成したとの発表がなされた(37)。一対一支援で、3年間に投入された

⁽³³⁾ 日中経済協会 前掲注(4), p.53;「汶川地震灾后恢复重建专项规划已全部印发实施」2008.11.7. 中央人民政府ネット http://www.gov.cn/gzdt/2008-11/07/content_1142574.htm

^{(34) 「}国务院办公厅关于印发汶川地震灾后恢复重建对口支援方案的通知」2008.6.11. 中央人民政府ネット http://www.gov.cn/gongbao/content_1025941.htm

^{(35) 「}抗震救灾」 前掲注(13), p.66.

⁽³⁶⁾ 同上

表 4 「一対一支援」の対応関係及び支援概要(2008年8月末段階)

20. 1 7/3	24321	Application (2000)
省・直轄市	対象県・市	支援概要
山東省	北川県	約 100 億元投入。368 プロジェクト実施。住宅建設。モデル農業区、産業開発区の造成。
広東省	汶川県	約 79.7 億元投入。702 プロジェクト実施。住宅、医療衛生施設、上水道施設など 10 大民生工程実施。
		工業開発区造成。
浙江省	青川県	約 80.2 億元投入。547 プロジェクト実施。住宅、上水道、道路・橋梁等建設。「一村一品」、「一村一業」
S		の奨励。
江蘇省	綿竹市	約 112 億元投入。295 プロジェクト実施。住宅建設。工業開発区建設。
北京市	什邡市	約 70 億元投入。108 プロジェクト実施。産業開発区造成。「一村一品」の特色ある農業の支援。
上海市	都江堰市	約 82.5 億元投入。117 プロジェクト実施。医療衛生、住宅、教育、市政、農業開発区造成など多岐に
		わたる支援。
河北省	平武県	約 27 億元投入。108 プロジェクト実施。農村住宅再建基金、中小企業発展基金などの信用制度の創出。
遼寧省	安県	約 34 億元投入。88 プロジェクト実施。教育、衛生、社会福祉、文化関係に力点。貧困救済基金創設。
		工業開発区の造成。
河南省	江油市	約 30 億元投入。300 プロジェクト実施。学校、病院、インフラ建設。工業開発区造成。
福建省	彭州市	約 36.9 億元投入。146 プロジェクト実施。20 姉妹村、24 姉妹校、 6 姉妹医院の制定、協力関係構築。
山西省	茂県	約 19.2 億元投入。265 プロジェクト実施。学校、病院、住宅、インフラ建設。農業・産業発展基金の創設。
湖南省	理県	約 20.1 億元投入。99 の重点プロジェクト実施。上水道整備。潅漑施設整備。図書館、博物館等文化
		施設建設。
吉林省	黒水県	上水道、道路等の整備。文化体育施設建設。堰止湖対策。
安徽省	松潘県	学校校舎の修繕、住宅修繕、工業開発区の造成。
江西省	小金県	約13億元投入。住宅建設。工業開発区の造成。
湖北省	漢源県	約 21.2 億元投入。116 プロジェクト実施。教育、衛生、インフラ建設。
重慶市	崇州市	約 17 億元投入。111 プロジェクト実施。道路等基礎インフラ、図書館等文化施設建設。
黒竜江省	剣閣県	約 15.5 億元投入。146 プロジェクト実施。住宅建設。道路、上水道、電気・ガス等のインフラ建設。
		工業開発区の造成。
広東省(主と		甘粛省の震災被害地域を支援
して深圳市)		
天津市		陝西省の震災被害地域を支援

(出典)「国务院办公厅关于印发汶川地震灾后恢复重建对口支援方案的通知」2008.6.11. 中央人民政府ネット :「四川地震灾区对口援建任务提前一年完成」『领导决策信息』2010 年第 39 期, 2010.10, pp.28-29. を基に筆者作成。

資金は、総計 825 億元と言われる (38)。

一対一支援は、被災地の復興再建にとって、 一つの有効な方策であったといえよう。

4 復興始動時の特徴

四川大地震発生後に、中国において採られた 対策については、次のような諸点を特徴として 挙げることができよう。

(1) 迅速かつ国を挙げての初期対応

震災発生直後から、現地への解放軍と武装警察の派遣が始まり、短期間の内に予備役も含めて20万人以上の武装人員が救助と支援のために現地入りした。また、当日のうちに、国務院内に震災救助指揮本部が設置され、そのもとに各種専門チームが編成された。その日の夜には、本部長である温家宝首相が現地に入り、都江堰

市で陣頭指揮を執った。このような全国規模の 動員を迅速に行ったことが、その後の復興再建 の土台となったと言えよう。

(2) 総合計画の早期策定

救援活動を進める一方で、前述のとおり、震災後1か月を経ずして四川大地震対応のための原則を「条例」として定め、また約4か月後には「総合計画」を公表して、復興再建のための全国的な共通基盤とした。このようなマスタープランの早期策定は、復興再建の進展にとって有効であったと思われる。

(3) 一対一支援

特に被害が大きい地域については、前述の一対一支援が実施された。各省・直轄市は、カウンターパートの県・市の復興再建に責任を負う

^{(37) 「}四川地震灾区对口援建任务提前一年完成」『领导决策信息』 2010 年第 39 期, 2010.10, p.28.

⁽³⁸⁾ 前掲注(3)の温家宝講話。

こととなり、それぞれの威信をかけて、競うように支援協力を行った。このような復興再建の メカニズムを構築したこともまた、迅速な被災 地の再生を促したと言えよう。

Ⅲ 復興再建の成果と課題

1 温家宝首相の総括

四川大地震から3年を経過した2011年5月7日から9日まで、温家宝首相は、被災地の現状を視察し、5月9日に、都江堰市で「汶川地震震災復興再建座談会」を主催した。温首相は、その場で、過去3年間の復興再建の実績について報告を行った。そこには、震災後の復興に向けての取組みの過程、成果及び残されている課題についての中国政府の認識が端的に示されている。以下、温家宝報告の内容を紹介することとする(39)。

(1) 復興再建の成果

温首相によれば、党中央と国務院は、復興資金として被災地に1兆205億元を投入した。四川、陝西、甘粛三省の被災地で国が計画した復興プロジェクトはすべて着工しており、うち95%のプロジェクトは完工している。

震災後の復興再建の主要任務は、基本的にすでに達成された。「総合計画」が提起した「各家庭に住む家があり、各戸に仕事があり、人々には保障があり、生活基盤が向上し、経済が発展し、生態系が改善される」という再建目標は、基本的に実現したとしている。

この間の成果として、温首相は次の諸点を挙げている。

(i) 都市・農村住民の居住条件の改善

復興再建にあたっては、住宅の復旧・建設を 最重要視してきた。震災後1年で被害を受けた 住宅の修繕を完了し、1年半で農村部の住宅建 設を完了し、2年で都市部の住宅建設を完了し た。現在、被災地域の住宅問題は、基本的に解決している。3省の被災地域で、農村部の住宅 292万戸、都市部の住宅146万戸を修繕した。 また、農村部で住宅191万戸、都市部で集合住 宅29万棟を新築した。

(i) 公共施設の耐震レベル向上

崩壊した学校、病院を全面的に再建すると共に、社会福祉施設、敬老施設、コミュニティー・センター、村民活動センター等の公共施設を新築した。これら施設の耐震基準は、震災前よりも厳格化した。

(iii) インフラ整備

交通、通信、エネルギー、水利等の社会インフラを全面的に回復し、被災地域の長期的な発展を展望したインフラ建設プロジェクトを相次いで完成させた。

(iv) 産業の再生

産業の回復と再建、経済モデルの転換、産業構造の調整、比較優位にある産業の重視という観点に立ち、被災地域の経済を活性化した。生産は回復し、産業構造の調整が進み、不適格な産業は淘汰され、特色のある産業が育成されている。

(v) 精神面での再生

地震は、被災地の人々の生命財産に多大の被害を与えると同時に、大きな心的外傷も残した。 復興の過程では、心理的回復のプロセスを重視し、人間関係の構築に意を注いできた。被災地の人々には、徐々に生活に対する自信、心理的強さ、前向きの姿勢が現れてきており、このような精神的変化は何よりも重要である。

温首相は、「自然を超越する奇跡は、災いを 征服する過程の中から生まれる」という言葉を 引用して、復興再建が短期間に大きな成果を上 げたことは、一つの奇跡の創造であると述べて いる。

(2) 復興再建の過程で得られた経験

温首相は、四川大地震は、新中国成立以来、破壊性、波及範囲、経済損失が最大の震災であったが、短期間に復興再建の任務を達成したことは、中国が自然災害に打ち勝った壮挙であり、その過程で多くの探求と創意がなされており、今後のためにも真剣に総括する必要があるとして、特に貴重な経験として次の諸点を挙げている。

(i) 「人を本とする」方針の堅持

住民の生活を第一に配慮し、住宅、学校及び病院の再建に優先的に取り組んだ。都市部では一戸当たり 2.5 万元、農村部では一戸当たり 1 万元の基準で補助を行い、その他にも地方財政及び義捐金から補助を行った。その結果、比較的短期間のうちに、住宅の問題を解決することができた。

四川大地震では、学校、病院の被害が甚大であった。そこから教訓を汲み取り、学校、病院の耐震基準を改め、児童生徒の安全を確保すると共に、緊急の場合に地域の避難所となりうるように多額の資金を投入して再建を行った。この2年間、四川大地震を教訓として、全国規模で学校校舎の安全確認プロジェクトを実施した。

(i) 計画の策定と科学的な復興再建

震災後の復興再建は、被災地の長期的な発展と住民の切実な利益にかかわる巨大な体系的プロジェクトであり、科学的指導が不可欠である。 震災11日後から、計画の策定作業に入り、各方面の知恵を結集して、3か月余りで総合計画及び10件の個別計画を仕上げた。これらの計画は、生態環境の負荷能力を考慮し、再生と更なる向上、当面の問題と長期的課題の双方に配慮するものとした。これらは、復興再建のあらゆる側面を包含しており、復興再建の綱領的文書となった。

(iii) 再建と発展の結合

被災地の復興再建は、単なる回復ではなく、 被災前の状態からの更なる向上がなければなら ない。被災地が元来有する発展の基礎、資源の あり様を考慮すると共に、復興再建が提起する 発展のチャンスに着目し、高い基準、高い目標を設定し、被災地の経済社会の全面的、協調的、持続可能な発展を目指さなければならない。今回の復興再建の過程では、被災地のインフラは以前に比べて格段に改善され、上下水道、エネルギー供給等の施設が整備された。産業構造の調整も進み、被災地の長期的な発展のための基礎が築かれた。

(iv) 全国の力、社会各界の力を動員しての被 災地支援

四川大地震のような大震災の場合は、復興再建は被災地の努力によるのみでは絶対的に不十分である。震災後、全国の力を挙げて、被災地の復興再建に取り組むための一連の措置を速やかに実施した。復興基金の創設、財政支出、課税減免、金融支援、産業補助、就業支援、社会保障、食糧政策など多くの面で支援体制を構築した。一対一支援では、19の省・直轄市が、3年間に合計825億元を被災地に投入した。

(v) 人民に依拠

人民に依拠する姿勢を堅持し、復興再建の過程において、被災地住民の主体的契機を重視する姿勢を堅持してきた。

(vi) 法と制度の重視

法に基づいた復興再建の方針を堅持し、災害の緊急対応、被災後の復興再建のための制度作りを重視した。「四川大地震後の復興再建に関する条例」を制定し、また「地震災害防禦及び軽減法」を改正し、「自然災害救助条例」を制定した。

(3) 今後の課題

温首相は、更に、震災後3年を経て、復興再 建の目標は基本的に達成されたとはいえ、被災 地域の発展振興のためには、今後とも長い道程 を歩まなければならないとして、次のような課 題を挙げている。

(i) 復興再建の成果の一層の定着と発展

復興再建のための各種計画の完全な実現のためには、さらに大量の困難で注意深い活動が必

要である。一対一支援の各種プロジェクトにつ いては、現地への引渡し・管理運営の移行を適 切に実施し、それが真に地元住民のために有効 に機能するようにしなければならない。

(i) 被災地の発展のための内発的な原動力の 増大

これまでの復興再建は、外部からの投資、政 策的措置、一対一支援が牽引してきたが、外部 からの投入による発展のみでは、土台が安定し ない。内在的な特徴を生かした総合的発展の推 進が求められている。

(iii) 就労対策

就労は民生の基礎であり、被災地の住民の現 実的困難と長期的生計の問題の解決をはかるた めには、就労問題の解決が不可欠である⁽⁴⁰⁾。復 興再建事業が収束に向かいつつあるのに伴い、 関連プロジェクトの就労ポストは減少し、被災 地では求職の圧力が徐々に高まってきている。 被災地住民が安定的な収入を確保できるよう、 今後の重要課題として就労問題に取り組む必要 がある。また、「三孤」人員への配慮等を含め、 貧困救済対策を充実させなければならない。

(iv) 防災・減災能力の一層の強化

中国は、世界の中でも災害多発国の一つであ り、特に今回震災が発生したチベット高原から 四川盆地にかけての地域は、災害多発地帯であ るため、今後とも更なる防災・減災の努力が必 要である。特に、①山崩れ、土石流などの土壌 災害の防止、②震災で被害を受けた生態系の回 復、生態系保護による自然防災能力の強化、③ 中小河川の保護、小規模ダムの耐震能力強化に 力点を置く。

(v) 美しいふるさとの創出

被災地の各レベルの指導者は、自力更生、刻

苦奮闘の精神を発揮して、復興再建に努力して きた。中央政府もまた、全力で被災地を支援し た。今後は、「一対一支援」から「一対一協力」 へ、「輸血 | から「造血 | へ、「ハード支援中心 | から「ソフト支援中心」へと転換をはからなけ ればならない。

2 課題

温首相が述べているとおり、四川大地震から の復興再建は順調に進んできているように見え るが、一方では、震災対応の過程について多く の問題点が指摘されていることも事実である。 最後に、特に外国のメディア等において提起さ れている問題点をいくつか取り上げてみたい。 これらは、現在の中国の政治体制の根幹の問題 と通底するものであり、中国が根本的にかかえ る課題と見なすこともできよう。

(1) 報道規制

中国では、周知のとおり、新聞・ラジオ・テ レビ等のメディアは、基本的に党の宣伝教育の 機関として位置づけられており、中国共産党の 強力な統制下にある。外国メディアに対しても、 多くの取材制限が課せられている。その中国で、 四川大地震の直後は、従来と比較して異例と言 えるほどに、規制のない自由な報道が認められ た。中央政府と四川省政府は定例記者会見を連 日開催して、被災・救援状況の情報提供に努め た。現地の生放送も盛んに行われた。外国メデ ィアも被災地にほぼ規制なく立ち入ることがで きた⁽⁴¹⁾。このような中国政府の情報提供に対 する姿勢は、中国の変化を示すものとして、当 時欧米のメディアからも高く評価された⁽⁴²⁾。

しかし、震災後1週間目の19日からの3日

⁽⁴⁰⁾ 四川大地震で職を失った被災者は200万人にのぼると見られ、半分以上が農民である。復興住宅に入るために借金 を抱えた人々も多く、生活の安定の実現にはまだ長期間の取組みが必要との報道もある。「強い復興 不安置き去り 四川大地震から3年」『朝日新聞』2011.5.13.

⁽⁴¹⁾ 山中明「四川省大地震と北京」『調査情報』483号, 2008.7-8, p.42.

⁽⁴²⁾ 例えば、メアリー・ヘンノック、メリンダ・リウ「World Affairs 中国 四川大地震が中国を変えた」『ニューズウィー ク』(日本語版) 23(25), 2008.7.2, pp.16-21.

間の服喪期間を境にして、事情は一変した。党中央宣伝部は、党と軍隊による支援の報道、英雄譚を中心とした宣伝報道に徹するよう国内メディアに指示を下達し、外国メディアについても現地取材等に数々の制限が課せられるようになった。これは、この段階になると生存者救出などの劇的なニュースがなくなったこと、学校校舎の手抜き工事疑惑に対する住民の不満など現地で政府批判の動きが見られるようになったこと等によると見られる。この結果、住民の抗議行動などの報道は、まったく影をひそめてしまった(43)。

言うまでもなく、正確な情報の把握と提供は、 震災対応にとって必要不可欠な要素であり、短 期間とはいえ中国政府は、従来になく情報公開 に熱心な姿勢を見せた。しかし、程なくして従 来の宣伝教育の姿勢に戻ってしまったことは、 中国の震災報道のあり方についての課題を残し たものと言えよう。

(2) 手抜き工事疑惑

四川大地震に際し、多数の学校校舎が倒壊し、それにより多くの児童生徒、教師が犠牲となった。倒壊した校舎は、四川省で 6,898 棟、他省も合わせると 7,444 棟との統計もある (44)。学校建築の耐震基準の甘さと強度不足に直面して、児童生徒の遺族を中心として、各地で抗議行動が発生し、その模様は当初、国内外のメディアで報じられた。遺族は、学校建設をめぐって、業者がコストを抑えるために手抜き工事 (45) を行い、行政は賄賂を見返りとして、それを見逃

していたのではないかと疑い、当局を追及すると共に、訴訟の準備を進める動きもあった。しかし、前述のように、程なく現地の動向についての報道は、きびしく制限されるようになり、外国メディアも取材ができなくなった⁽⁴⁶⁾。結局、このような学校建築をめぐる疑惑については、明確な調査解明はなされないままである。

四川大地震 3 周年を目前に控えた 2011 年 4 月 3 日には、この問題を追及して政府批判を行い、また自身の創作活動の中心に据えていた現代美術アーティストの艾未未(アイ・ウェイウェイ)が逮捕された。艾氏は、当局が四川大地震で犠牲となった人々の名前を公表しないことに反発して、自身のブログで独自に犠牲者名簿の作成を行っていた。また、犠牲となった児童生徒を追悼するために通学カバンを用いた作品を作成して 2009 年にミュンヘン美術館で発表するなどの芸術活動を行っていた。艾氏逮捕の理由を当局は「経済犯罪」の疑いとしたが、一連の艾氏の政府批判の言動が原因と見られている(47)。

温首相は、前述のとおり、5月9日の報告において、四川大地震の教訓を汲み取り、現地では学校、病院の耐震強度を高めて再建を行うと共に、全国規模で校舎の安全確認を実施したと述べ、震災後に提起された問題に応える姿勢を見せた。しかし、この問題についての実態の究明はなされないままであり、復興再建過程の陥穽として問題が残されている。

⁽⁴³⁾ 大谷 前掲注(12), pp.31-33;山中 前掲注(41), pp.42-43;大貫啓行「中国の情報政策の揺れ動く現状について―チベット騒乱・四川大地震・オリンピックを巡って」『麗沢学際ジャーナル』17(1), 2009 春, pp.47-51.

⁽⁴⁴⁾ 大谷 同上, p.25.

⁽⁴⁵⁾ 中国では、これを「おから工事」(原語は「豆腐渣工程」)と呼んでいる。曾 前掲注(21), p.14.

⁽⁴⁶⁾ 成沢健一「災害報道の現場 四川大地震 したたかな報道対応―情報公開と規制 二つの姿勢を使い分け」『新聞研究』 686, 2008.9, pp.32-35.

^{(47) 「}共産党が恐れた戦う芸術家―中国 北京五輪や四川大地震で政府を批判してきた艾未未がついに逮捕された」 『ニューズウィーク』(日本語版) 26(16), 2011.4.20, pp.34-36. なお、艾氏は、その後、6月22日に保釈された。「中国 が芸術家アイ・ウェイウェイ氏を保釈、欧米の批判かわす狙いか」 『asahi.com』 2011.6.23. http://www.asahi.com/international/reuters/RTR201106230029.html

(3) 核関連施設の問題

四川大地震の震源地である竜門山脈一帯は、 中国の核兵器関連施設が集中し、中国の「核戦 略の心臓部 | とも言われている。成都市の北東 に位置する綿陽市には、特に核関連研究施設が 集中しており、他にもこの地域の各所に、研究 所、研究用原子炉、兵器庫等が配置されている と言われる。しかし、その実態は、軍事機密の ベールに包まれて明確ではない(48)。

この地域に核関連施設が集中したのは、1960 年代後半に旧ソ連との戦争に備えて毛沢東が提 唱した「三線建設」路線による。すなわち、東 部沿海部を第1線、中原を第2線とし、そこが 攻略されても持久戦を展開できるように四川省 を第3線と位置づけ、多くの工業施設、軍事関 連施設を、四川省に移転集中させたのである。 しかし、そこに中国でも最も危険な断層帯が存 在することは、軽視されていたようである⁽⁴⁹⁾。

震災直後、この地域の核関連施設に被害が及 び、放射能汚染等の2次災害が発生することが 懸念された。軍関係者も、その確認に追われた ようである。しかし、さいわい重大事故には至 らなかったと観測されている。震災後1週間ほ どして、軍幹部は、綿陽市などの核施設には「何 ら問題がなく、安全」と断言したが、具体的な 説明はなされなかった。また、環境保護部は、 地震で32個の放射性物質が倒壊施設の下敷き となり、30個を回収したが2個不明となったと 発表したが、その種類、施設名等は公表されな かった。核施設に関する当局からの発表はこれ だけにとどまり、国内のみならず、国外にも影 響を及ぼしかねない問題について、具体的な情 報開示をおこなわない情報隠蔽体質に対する批

判と懸念が提起されている(50)。

(4) 日本の国際緊急援助隊受入をめぐる問題

日本政府は、四川大地震の直後に、中国に対 して見舞いのメッセージを送り、その中で日本 政府としてできる限りの支援を行う用意がある ことを表明した⁽⁵¹⁾。中国政府は、5月15日に なって、日本に対して援助要請を行い、これを 受けて日本政府は国際緊急援助隊救助チームの 派遣を決定した。国際緊急援助隊救助チーム は、外務省、警察庁、消防庁、海上保安庁及び JICA (独立行政法人国際協力機構) 等所属の 61 名で編成された⁽⁵²⁾。

救助チーム第1陣31名は、15日夕刻成田空 港を出発し、16日午後に、救援活動の場所とし て指定された青川県関庄鎮に入った。しかし、 現地は、土砂崩れにより村落全体が埋まってい る状態であり、都市型捜索救助の装備を携行す る救助チームには、活動が困難であったため、 中国側と協議のうえ、同県喬庄鎮に移動し、そ こで捜索救助活動を開始した。17日には、母子 の遺体を発見・収容した。遺体に向って隊員全 員が黙祷を捧げる写真が中国国内で報じられ、 全国の感動を呼び起こした⁽⁵³⁾。

1日遅れて到着した第2陣31名も合流して、 救助チームは、18日に北川県局山鎮の中学校倒 壊現場等で捜索救助活動を行った。その後、19 日に成都に移動、21日に帰国した。この間の最 終的な救出者数は 16 名(生存者なし)であった⁽⁵⁴⁾。

この間の経緯を、現時点から振り返ってみる と、中国政府が日本政府に対して救助チーム派 遣を要請したのは5月15日であり、生存率が 極端に低下すると言われる地震発生から72時

^{(48) 「『}核戦略の心臓部』直撃した四川地震―施設の大半は『大断層』の真上」『選択』34(7), 2008.7, pp.32-35.

⁽⁴⁹⁾ 同上

⁽⁵⁰⁾ 同上;高田純「核エネルギー施設の安全と危機管理―中越沖地震と四川地震の検証」『放射線防護医療』4, 2008.12, pp.3-4.

⁽⁵¹⁾ 大谷 前掲注(12), p.30.

^{(52) 『}中国四川省における大地震災害国際消防救助隊活動報告』総務省消防庁, 2008, p.3.

⁽⁵³⁾ 同上, pp.14-17.

⁽⁵⁴⁾ 同上, pp.17-24.

間経過後のことであった。外国からの緊急援助 隊受入を決断するとするならば、もっと早い段 階で行うべきだったと言えよう⁽⁵⁵⁾。また、中 国が救助チームの最初の活動場所として指定し たのは、前述のとおり、村落全体が土砂に埋ま っている被災地であり、救助チームの捜索救 助の能力を発揮することが困難なサイトであっ た。中国側は、救助チームの人数や装備につい ての情報を、事前に十分把握していなかった模 様であり、救助チームの受入・派遣にあたって は、相互の情報交換が極めて重要であることが 確認できよう⁽⁵⁶⁾。

一方、国際緊急援助隊の医療チームは、5月20日に四川省入りした。医療チームの活動については、日本側の希望と中国側のニーズにすれ違いが生じたようである。日本側は被災地の近くで野戦病院形式の医療活動を希望したが、中国側は被災地から離れた成都の総合病院を活動場所として提案した。調整に手間取ったが、医療チームは、結局22日から成都市の四川大学附属華西病院で活動を開始し、6月2日に帰国した(57)。

中国が、諸外国の緊急援助を復興再建の過程 で、より有効に活用していくためには、より迅 速な受入決定、派遣国との十分な情報交換、適 切な活動の調整等について、更なる工夫が必要 であり、改善の余地を残したと言えよう。

おわりに

四川大地震の復興再建過程を振り返ってみる と、被災地への解放軍や武装警察の迅速な展 開、包括的な復興再建計画の策定、一対一支援 に見られるような全国規模の支援体制の構築な どに、中国の震災対応の優れた点を見て取ることができるように思われる。一方では、正確な情報提供、情報公開、現地の問題提起に対する対応、国外からの支援の有効活用という点では、克服すべき課題も残したと言えよう。これらの震災対応の長所・短所は、とりもなおさず中国共産党の一党支配という政治体制と密接に関連する形で現れていることに気付かされる。全国動員の実施、総合的計画の策定などは、中国共産党の最も得意とする分野であり、情報公開の不足、報道の自由の制限、言論の自由の制限等については、他の様々な局面でも指摘される問題点である。すなわち、四川大地震の対応は、ある意味では当然ながら、きわめて中国的特色の強い過程であったということができよう。

一方、四川大地震の復興再建の過程では、インターネットに流れる情報をもとにして、個人ボランティアやNGOが自発的に被災地に集まり、従来の党の指導による上意下達とは異なった「民」による草の根からの活動を行うなど、中国社会の変化を示す萌芽も見られた。

我が国としては、一つの省・直轄市が一つの 被災県・市を援助する一対一支援の構築、総合 的復興再建計画の迅速な策定など、中国におけ る対応の優れた側面を中心として、その経験に 学び、今後の緊急事態への対応に生かす姿勢が 必要と思われる。

また、日本と中国は共に災害多発国であることから、両国間で、随時、災害時の対応について協議を行い、共通理解を構築し、災害発生時に緊急援助を迅速かつ有効に相互提供できるように、普段から意思疎通に努める必要があろう。

(かまた ふみひこ)

⁽⁵⁵⁾ 日本の国際緊急援助隊は、政府の派遣決定後24時間以内に出発できる体制が組まれており、隊員には、もう少し早く要請があれば、より迅速な捜索救助活動ができたはずとの思いがあった。「日本の国際緊急援助隊 『もう少し早く要請あれば・・・』 唇かむ事務局」『読売新聞』2008.5.16.

⁽⁵⁶⁾ 総務省消防庁 前掲注(52), p.27.

⁽⁵⁷⁾ 大谷 前掲注(12), pp.30-31;成沢 前掲注(46), p.35.